

1 . ガイドラインの概要

1 - 1 ガイドラインの目的と役割

車両用防護柵の設置は、1960年代から行われ現在まで着実に設置延長を延ばし、車両の路外への逸脱は年々減少するという効果が得られている。しかしながら、防護柵の形状および色彩は、景観への配慮の観点では必ずしも周辺と調和したものとなっていない等の印象を与えていることは否めない。

防護柵は、道路から景色や街並みを見る時、また道路を外から見る時、あるいは一連の景色のなかに道路がある時に、道路の外部と内部との境界あるいは境界付近に自然と目に入る施設である。地域に応じた美しい道路環境を創造していく観点からは、周辺の景色や街並みと道路とを調和させることが理想であり、景観への妨げを減らす配慮が必要となる。

本ガイドラインは、「美しい国づくり政策大綱」を契機として、道路景観全体の向上を目指すことを目的に、防護柵の設置・更新を検討するにあたって、本来の安全面での機能を確保した上で景観に配慮するとはどのようなことなのか、その考え方をまとめたものである。

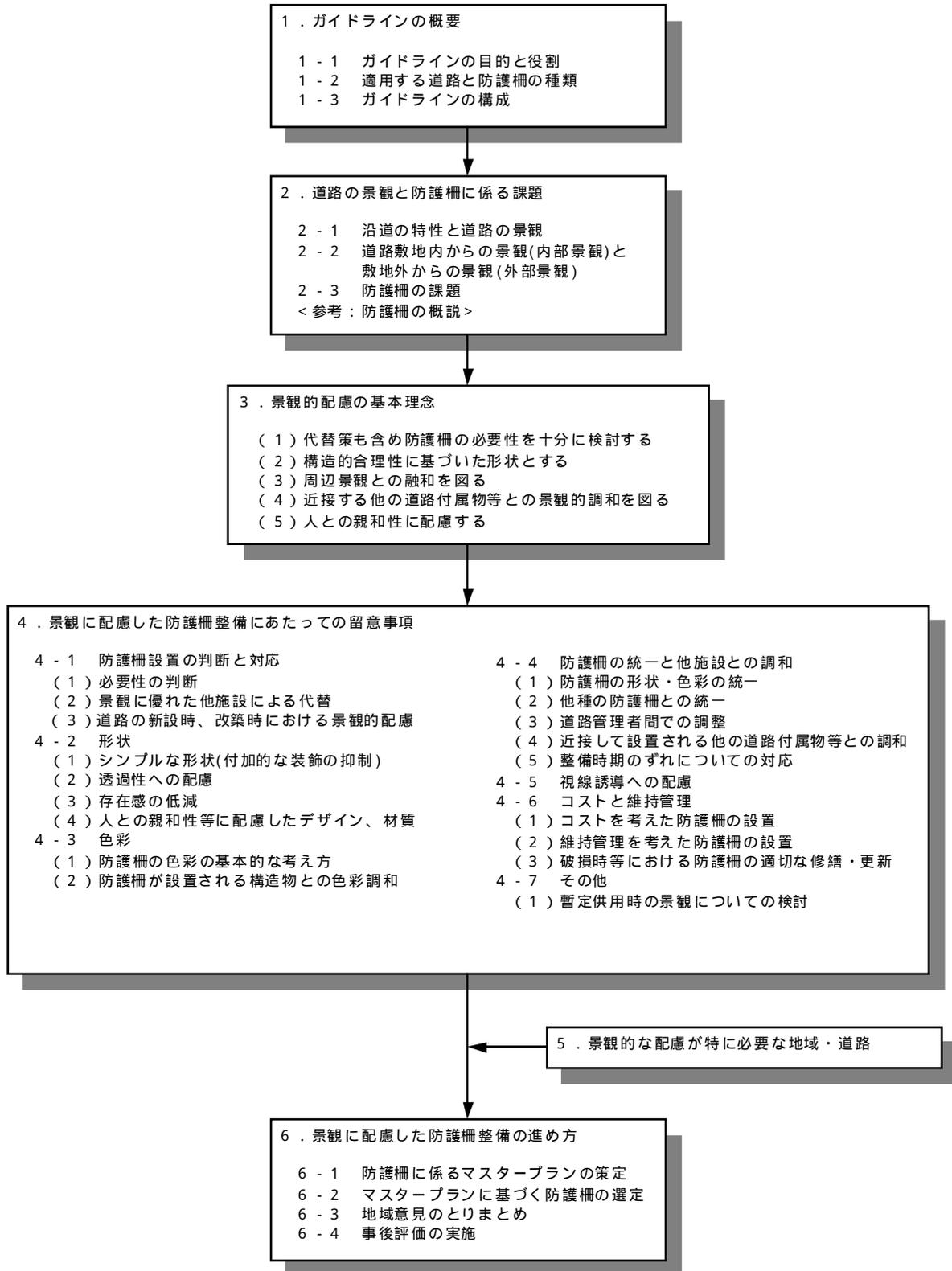
1 - 2 適用する道路と防護柵の種類

防護柵は、全国の様々な道路に設置される施設であることから、本ガイドラインは、全国の全ての道路を対象とするものである。また、本ガイドラインでは、「防護柵の設置基準」(国土交通省道路局長通達、平成16年3月31日)に定められた全ての防護柵を対象とする。具体的には、車両を対象とする車両用防護柵(たわみ性防護柵、剛性防護柵)と歩行者等を対象とする歩行者自転車用柵を対象とする。

1 - 3 ガイドラインの構成

本ガイドラインは、以下に示す構成となっている。

ガイドライン全体構成



「1. ガイドラインの概要」では、ガイドラインの目的と役割、適用する道路と防護柵の種類について示した。

「2. 道路の景観と防護柵に係る課題」では、道路の景観とはどのようなものであるかについて概観した上で、防護柵の設置上、景観上の課題について示した。また参考として、「防護柵の設置基準」に記された防護柵の機能及び設置区間に係る考え方、実際の設置状況について示した。

「3. 景観的配慮の基本理念」では、景観に配慮した防護柵を考える上でもっとも基本かつ重要な考え方について示した。

「4. 景観に配慮した防護柵整備にあたっての留意事項」では、景観的な配慮の具体的な方法について示した。この章は、景観に配慮した防護柵の設置や新たな防護柵開発の際の手引きとなるものである。

「5. 景観的な配慮が特に必要な地域・道路」では、道路景観形成上、特に大切に扱うべき地域や道路を例示的に示し、防護柵の景観的な配慮を考える際の参考とした。

「6. 景観に配慮した防護柵整備の進め方」では、景観に配慮した防護柵の設置・更新を一貫した考えに基づいて実施していくために必要なマスタープランの内容とそのまとめ方、防護柵の選定の方法、地域意見のとりまとめ方について示し、さらに設置後における評価の内容と方法についてもあわせて示した。